

第7回  
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第7回  
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成21年2月26日（木）14：00～16：05

会場：三田共用会議所 第四特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 資料説明
  - (1) 現行の食料・農業・農村基本計画の進捗状況の検証
  - (2) 食料・農業・農村に対する国民の意識と行動
  - (3) 第2回 国民からの御意見・御要望の募集
3. 意見交換
4. 閉 会

午後2時00分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第7回企画部会を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様の出席状況でございますが、きょうは欠席が古口委員、櫻井委員、玉沖委員、深川委員、森野委員、吉川委員が所用によりご欠席で、茂木委員は少々遅れてお見えになるということでございますので、茂木委員あわせて私を含めて8名ということで、やや少人数でございますが、その分濃密な議論をしていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

この企画部会は公開されておまして、一般公募や報道関係の傍聴の方々が40名ほどお見えでございます。本日の会議は4時を目途に考えておりますので、よろしくお願いいたします。カメラの方につきましては、この時点でご退席をお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事の方を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局の方から資料のご説明をいただきまして、その後、これらを踏まえまして皆様からのご議論をいただきたいと思っております。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

○政策課長 それでは、お手元に資料1、資料2、資料3をご配付させていただいておりますが、これを先にご説明させていただきます。

それでは、まず、資料1「現行の食料・農業・農村基本計画の進捗状況の検証」に基づいてご説明させていただきます。

2ページ目、「現行食料・農業・農村基本計画の進捗状況の検証」というページですが、これはダイジェスでございます。左側が「現行基本計画のポイント」ということで食の安全、食育、担い手の育成、経営発展、地域資源の保全と農村の振興、自給率目標、施策の推進体制、工程管理という項目でございます。右側にその項目の進捗状況ということで、この基本計画に書かれていることで既に実施されていることを中心に簡単にまとめてございます。一つ一つは後ほど説明をしますので申し上げます。

結果、「検証」といたしまして大括りで下にご書いてございますけれども、基本計画に位置づけられた施策は、おおむね実行してきましたが、現在、我が国農業は、多くの品目における生産量の減少、新規就農者の減少、作付面積の減少などの問題に直面しており、その持続可能性が危うい状況になっております。一方で、国際的な食料情勢の変化もあり、国民の食料・農業・農村に対する理解の促進や国産農産物の再評価などの動きもみられるところでございます。また、食料自給率は消費面での望ましい食生活ということと、国内農業生産の持てる力の最大発揮ということを前提に取り組んだ結果としての目標が、平成27年にカロリーベースで45%と設定されているわけでございますが、現在40%でございますので、これは計画どおり向上していないということでございます。

それでは、個別の括りに従ってご説明をしてみたいと思います。4ページ以降でございます。

まず、食料の安定供給の確保に関する施策のうち、「食の安全と消費者の信頼の確保」

でございます。右側の現状の分析のところについては、冒頭に昨年事故米問題、これは農水省が抱える幾多の問題を象徴しており、このことを重く受けとめ、生産・流通・消費に関わるすべての方々が政策のお客様であるとの意識を省内で徹底させ、親切、丁寧、正直な農林水産行政を確立するということが急務であるということ、昨年の農政改革チームでの報告書に記載させていただいております。

また、有害化学物質・微生物による汚染地域での人体への悪影響に対するリスク低減の取組、これは優先的にやるものから指針策定に着手をしております。

また、表示の問題でございますけれども、特に原料原産地ということにつきましては、原産国表示そのものは既にすべて食品については義務化されておりますが、いわゆる日本でつくられた加工食品につきましてもその原料の原産地についてどう考えていくかということでございます。けれども、消費者への情報提供ということから、それは充実方策を検討する必要があります。現在、20食品群という、加工度の低いものにつきまして、義務化がされておるわけでございますが、さらに、これをどのように拡大する方向で考えていくのか、いかならないのか、そういうことにつきまして十分に検討をしていく必要があります。これは別途、JASの審議会の方で検討をさせていただいております。また、表示の監視・取締りにつきましては適切に、的確にやっておりますし、また、企業のコンプライアンス、法令重視ということについても徹底する必要があるということでございます。

一方、トレーサビリティにつきましては、中小企業者のコスト負担が大きいということもございまして、伝票を活用するなど高度なものでなく、容易に取り組める方法というもので普及させていく必要があると考えております。また、主食である米流通システムにつきましても、今国会に法案を出しており、見直しを行っていく必要がございます。

続きまして、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進でございます。右側、現状の分析の一番上でございますが、食事バランスガイドについては、認知度が6割には向上しておるのですが、実際に食生活で活用していただいているという方は、まだ1割程度にとどまっております。これを実践へと重点を移す必要があるのではないかとということでございます。また、食べ残しの抑制ということにつきましても国民的に推進する必要があります。

また、学校給食の問題でございますけれども、これは左側の取組状況の一番下でございますが、ようやく週3回の米飯学校給食という目標を初めて達成しております。今後とも拡大に取り組むべきと考えております。なお、右側、現状の分析の一番下、米の消費についてでございますが、昨年、小麦製品の価格上昇ということにより、米の需要が堅調になってございました。今後とも国産農産物の消費拡大に向け、効果的な対策を講ずる必要があると考えております。

5ページ、6ページでございますけれども、まず「地産地消の推進」でございます。取組状況は、地産地消推進計画というものを市町村において策定させていただいております。昨年9月現在で策定数916地区ということで、目標900地区を達成しております。

さらに、文部科学省や経団連と連携いたしまして、学校給食や社員食堂での地場農産物活用の取組をを広げていくことをやっているところでございます。

現状の分析につきまして、計画に策定した目標は達成しております。また、直売所は最近、非常に増えてきております。直売所を起点に少量多品目生産を展開することや、地産地消の取組を一層進めて地域の関係者との連携を強化することによって、地域の農家の活性化につなげていくことが重要であると考えております。

また、学校給食につきましては、給食費の縛りの問題など、いろいろございますが、地場産品の活用については、関係者一体となって増やしていくという取組が課題でございます。なお、昨年、学校給食法の改正が行われまして、学校給食において地場農産物の活用に努めることが法律に位置づけられることも契機として取組拡大に努めていきたいと考えております。

それから次の「食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障」でございます。現状の分析ですが、WTOの農業交渉が、今後どのようになるか注視していかなければなりません。輸入国である我が国としては、輸出規律、要するに輸入国の規律だけでなく、輸出規律についても輸出停止というものが安易に行われないようにすることがございまして、農業交渉議長テキストに反映されたという成果が上がっております。

それから我が国の、そして世界全体の食料安全保障を確保していく方策を検討するため、「新たな食料情勢応じた国際的枠組み検討会」を開催しております。今後、中間とりまとめを受けて、これを具体化していく必要がございます。

また、食料をめぐる国際情勢の変化ということにつきましては、昨年の穀物高騰等がございまして国民の関心が高まっております。こういう中で備蓄のあり方ですとか、国民に必要な食料の輸入のあり方ですとか、さらには不測時の食料安全保障マニュアルというものを機動的に発揮できるように見直していく必要があると考えております。

続きまして、大きな2「農業の持続的発展に関する施策」でございます。望ましい農業構造の確立と担い手に関することでございます。取組状況の下の担い手でございますが、認定農業者数は、17年の19万経営体から20年には24万経営体と着実に増加しております。集落営農数も17年の1万組織から20年には1万3,000組織に増加しており、その中で法人化した組織数も645から1,523に増加しております。

右側の現状の分析でございますけれども、19年から導入しております水田・畑作経営所得安定対策、これは旧の名称が品目横断的対策でございますけれども、これにより認定農業者数は大幅に増加しており、その後、伸びが若干鈍化しております。集落営農についても水田・畑作経営所得安定対策の導入を機に組織化が進んでおります。今後は、法人化していくということが課題でございます。また、担い手がいない集落というのものが依然として多く存在しておりますので、こういった集落を中心に農業生産維持を図っていくことが課題ではないかと考えております。

続きまして、6ページでございます。「人材の育成・確保等」でございます。取組の状況の新規就農でございますが、39歳以下の新規就農青年数が17年の11万7,000人から19年には10万2,000人へと若干減少傾向にございます。なお、農業法人へ就職した形で就

農するという方が18年に3万7,000人だったものが、19年には4万1,000人へと増加傾向でございます。また、女性の社会・経営参画について、地域ごとに参画目標の設定をしております、その市町村の目標設定状況としては、17年の17%から18年には29%へと増加しております。

現状の分析につきましては、基幹的農業従事者、いわゆる普通に農業を職業にしておられる方の6割は65歳以上となっております、農業の持続可能性の観点から人材の確保・育成は急務でございます。また、新規就農者につきましては39歳以下の割合というのが全体の2割ということで、中高齢の方の参入が多くなっております。また、一方で自営農業への就農とは別に、リスクが小さい形で入りやすいということで雇用就農、要するに法人形態のところへ就農される方の増加がみられますので、そういうことへの政策の強化が重要ではないかと考えております。

続きまして、「農地の有効利用の促進」の取組状況でございますけれども、いわゆる担い手が経営する農地面積というものは、17年の165万ヘクタールから20年3月には210万ヘクタールに増加して、現在その割合は45%でございます。また、耕作放棄地の解消につきましても、調査なり具体的な取組を進めているところでございますが、市町村ごとにばらつきがある状況でございます。政策としては、農地を再生するための支援策を21年に創設する予定でございます。

一番下が、いわゆる特区で始まったリース方式による企業参入でございます、これは17年に全国展開されておりますが、昨年9月現在で参入数は320法人というところまできております。

現状の分析でございますけれども、特に土地利用型農業を中心に、担い手への農地の利用集積が十分進んでおりません。そのため、27年目標では、担い手への農地の利用集積は7～8割となっておりますが、若干現状の数字と乖離がございますので、今後、力を入れていく必要があるということでございます。

また、単に面積ということではなくて、経営がしやすい、面的にまとまった形の集積ということが望まれております。また、耕作放棄地についても、不在地主の存在によって利用調整が困難になっていることや、農地への復旧に要する費用負担といった課題の解消に向けて、適切な対応が必要でございます。なお、農地の「所有」から「利用」へ農地法体系を再構築して、有効活用が図られ、農地が確保されるという趣旨で、今国会に農地法の改正案を提出しております。早急に成立をさせていただきたいと考えております。

続きまして、7ページ、8ページでございます。「経営安定対策の確立」でございます。経営所得安定対策につきましては、法律を定め、19年産から取り組んでおります。19年産の加入申請経営体数は7万2,431でございます。また、現場での実態からして加入へのハードルがやや高い面もあるということで、19年12月に運用の緩和、運用の改善をしまして市町村特認制度などにより対象者の増加の促進に努めたところでございます。これによりまして、20年産の加入申請経営体数は8万4,000となり、19年産に比べて1万1,000強の増加となっております。特に市町村特認により加入した経営体は、1万強となって

おります。

現状の分析でございますけれども、20年産の作付予定面積については、米では47万2,000ヘクタールで、19年産水稻作付面積の中の比率としては、約3割の加入面積になります。ただ、従前の20万ヘクタールに比べますと、加入面積は大幅に増加しております。麦では25万5,000ヘクタールで、旧制度の麦作経営安定資金対象面積の26万ヘクタールをほぼカバーしているという状況でございます。大豆では、旧制度の大豆交付金対象面積を上回る12万ヘクタールが加入されており、加入要件を見直したこともあり、作付面積がほぼカバーされております。そういう意味では、今後米についてこの比率を増加させていくことが課題でございます。

続きまして、「多様な経営発展の取組の推進」ということで、担い手の関係、それから米の需給対策でございます。それから、需要に応じた米づくりにつきましては、19年産から国・都道府県等から提供される需給情報や市場シグナルを基に、農業者・農業者団体が主役となって需給調整を行うシステムに移行しておるわけでございます。

また、19年産は、需要予測を21万トン上回る生産となったことから、20年産につきましては、都道府県間調整や生産調整実施者メリットの拡充などを実施しております。特に21年産からは、大豆・麦だけではなくて、いわゆる米の形での需要拡大ということも含めまして、米粉用米や飼料用米という生産を推進する「水田フル活用」に取り組んでいく状況でございます。

現状の分析といたしましては、長い文章なので一部省略しますが、なかなか米以外のものは作りにくい、米を作った方が儲かるといった理由で生産調整を実施しない農業者がいる一方で、生産調整を実施している多くの農業者は、自分はまじめにやっているのにやらない人の方が儲けているといった不公平感を持っています。また農村に一種の閉塞感が生じていることもございますので、主体的な判断により農業経営を行う稲作・水田農業の担い手が育成・確保され、自給力の向上が図られるとともに、生産調整を実施している農業者が報いられるような米政策・水田農業政策のあり方を検討していく必要があるということでございます。

それから「農業と食品産業の連携の促進」でございます。取組状況としては、20年に農商工等連携促進法も制定・施行して、いわゆる農商工連携という形で進めておりますが、さらにこれを進めていく必要があると考えております。

右側の現状の分析のところでございますが、やはり売れる商品づくり、それから開発された商品の販路拡大を図っていくことが課題でございます。そのため、様々な事業者間のマッチングや商品づくりのためのアドバイスといったことを調整するコーディネーターの一層の充実・確保というものが需要でございます。また、地域ブランドにつきましても高付加価値化の取組として非常に重要でございますが、必ずしも全部成功している例ばかりではございませんので、真に力のある地域ブランドを確立していく必要があると考えております。

8ページの輸出でございます。これにつきましては、平成25年までに輸出額1兆円規模を目指しております。順調に伸びてきておりましたが、残念ながら20年は円高の影響

もございまして、少し減になっております。そういう現状を踏まえました現状の分析でございしますが、今後は対象国や品目について重点を絞るなど、ある程度戦略的な工夫が必要ではないかと考えております。

「経営発展の基礎となる条件の整備」につきましては、主に技術、研究、それから知的財産でございまして、これにつきましても着実に取り組んできておるところでございしますが、特に農業生産資材費の低減については、昨年1月に作成した「品目別の生産コスト縮減戦略」を活用して推進しておるところでございまして、右側の現状の分析といたしましては、例えば今後拡大を図らなければいけない大豆の技術や、その技術を普及していかなければいけない、現場に定着させていかなければいけないという取組が必要でございまして、また、特に最近海外での知的財産権の問題では、勝手に地名とか商標が使われているようなこともございまして、また種子が使われていることもございまして、こういうものにつきましまして、きちんと政府間交渉を通じた要請等が必要ではないかと考えております。また、省エネ、省資源、生産性向上のための技術、それから廃棄物から低コストで肥料等の成分を回収するなど、有効利用するといった生産資材の安定供給につながる取組が必要ではないかと考えております。

最後の「農業生産の基盤の整備」でございまして、これは右側の現状の分析でございしますが、特に耕地をきちんと整序するという形の面的な取組をした場合の担い手への集積率を7割以上とするため、さらなる取組を進めていく必要があると考えております。また、水田地域ではかんがい施設の整備率がすでに8割に達しておりますが、老朽化も進んでおりますのでこれの更新が必要ではないかと考えております。

続きまして、9ページ、10ページでございまして、「農業生産環境施策の導入」につきましては、エコファーマーの取組等を進めております。20年9月現在でエコファーマー認定件数は、17万8,622件に増加してきております。また、19年度から「農地・水・環境保全向上対策」、これは地域での農地ですとか水、環境の保全活動に対する支援という施策でございしますが、これにつきましても全国約2,600の活動組織、6万6,000ヘクタールの農地で先進的な営農活動が実践されております。現状の分析ですが、環境保全と関連する対象事業をさらに拡大していき、普及啓発を行う必要があると考えております。エコファーマーにつきましても20万件という目標に向けて、引き続き認定を促進するというところでございまして、

それから「バイオマス資源の利活用」の取組状況のところでも、19年で廃棄物系のバイオマス73%、未利用バイオマス22%と利用率の増加が図られております。また、「バイオマスタウンの構想」も163地区が構想を公表している現状でございまして、現状の分析ですが、今後バイオマスについては、収集・運搬コストの低減、変換効率の向上というものが課題でございまして、こういうことも含めて拡大に努めていくことを考えております。なお、バイオマスタウンでございしますが、順調に構想策定市町村数は増加しておりますものの、資金の確保が難しい、構想策定のメリットが乏しいという課題もございまして、引き続き「バイオマスタウン加速化戦略」等に基づき構想の実現を図る必要があると考えております。

続きまして3の「農村の振興」でございます。「資源保全施策の構築」につきましては、地域資源の管理・保全を行っていくものでございます。これはわかりにくいのですが、農地・水・環境保全対策の地域営農活動を協働で作業していただいているものに対して支援ということになっており、全国で1万9,000組織、136万ヘクタールの農地が対象となっております。これにつきましても中間評価による検証を行いながら、対象のさらなる拡大に努めていきたいと考えております。

次に「農村経済の活性化」ということで、「立ち上がる農山漁村」の選定事例が186事例選定されております。また、中山間地域の直接支払いは12年から始まっており、5年ごとに見直す区切りになります。来年に向けてこれをどのようにやっていくかが検討課題でございます。

それから「都市と農村の共生・対流」、「快適な安全な農村の暮らしの実現」でございます。まとめて2つ申し上げますけれども、例えば「都市と農村の共生・対流」では現状の分析では「子ども農山漁村交流プロジェクト」を20年度から始めております。これは最終的には120万人という一学年全部の子どもに農村での宿泊を体験していただくことを目指して進めていきたいということでございます。また、暮らしの実現につきましても、まず市民農園の整備ということも進めておりますし、それから情報通信基盤の整備等の生活基盤についても進めていきたいと考えてます。

最後は、「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」でございます。これにつきましても取組状況として基本計画は5年ごとに見直しますが、21世紀新農政2006や2007という形で、各年ごとに基本計画の推進プログラムを作って進めている状況でございます。こういった取組を今後も進めていきたいと考えております。

以上が全体の基本計画の進捗状況でございます。

続きまして、「研究・技術開発の進捗状況の検証」でございます。これは基本計画の参考付表でそれぞれ展望として定めているものでございます。例示でございますけれども、「稲」、「小麦」、「大豆」が12ページに掲げられておりますが、稲につきましては多収品種の飼料用稲の専用品種の育成というものを進めておりまして、これらはコスト低減のために必要な技術でございます。

それから小麦につきましては、日本のめん用小麦に適した品種を育成しておりまして、特に今豪州から輸入しております「ASW」に匹敵するものということで進めております。また、パン用の小麦品種として、「はるきらり」といった品種の育成が図られております。今後は、さらにタンパク組成等を改善した製めん、製パン適正を高めた品種開発が課題ということでございます。

大豆は、栽培技術ということで「大豆300A技術」ですとか、湿地ですと大豆は非常に作りにくいということもありまして、すでに開発済である圃場内地下水位制御システムなどをいかに定着普及していくかということが課題になっております。

次のページは、「診断・防除」、「バイオマス」、「先端技術」についてでございます。これにつきましては例えば、最近では鳥インフルエンザが非常に脅威でございますので、その診断がすぐにできる簡易キットといったものの開発を進めております。また、バイオ

マスにいたしましても、エネルギー高効率化ということが、今、実用化に近い段階になっております。さらに先端技術ということで右側に写真がございますけれども、イチゴの収穫ロボットといった労働力が軽減される先進的技術も開発を進めております。

続きまして、14 ページ以降でございます。これは基本計画の本体の中に「望ましい食料消費の姿」と「生産努力目標」という自給率目標の前提となるものがございます。ここにつきましてはそれぞれの品目ごとでどうなっているか検証しております。要するに左側の消費、これはトレンドを伸ばすだけではなくて、一定程度「望ましい食料消費の姿」を描いて 27 年に目標値を決めております。また、「生産努力目標」というものにつきましては、もちろんトレンドも踏まえるのですが、色々な技術なり課題があり、その課題を解決した場合にはこれぐらいいこうだろうということを定めております。それは点線で示されているところでありまして、実線の部分は 17 年のこの計画策定以降どうなっているかという部分でございます。

米につきましては徐々に減ってきております。20 年産が入っておりませんが、目標値は横ばいでそんなには減っていないという形です。生産努力目標の方も 15 年産の不作でいったんへこんでおりますけれども、トレンド上はそんなに乖離していないのではないかと思います。いずれにしても新たな需要となる米粉の消費拡大といったものが必要でございますので、それが課題ではないかと考えております。

それから麦でございますけれども、これもおおむね目標に沿って進んでおります。特に小麦の方は 19 年産が豊作だったこともあって、生産のところが、上にふれておりますけれども順調に増えてきております。ただ、大麦の生産の方は、なかなか収益性の方の問題もございまして上がっていないのが現状でございます。

それからかんしょ、ばれいしょにつきましては、かんしょは国内生産の変動に非常にか左右されることが多いのですけれども、生産面につきましては焼酎原料用の需要というものが増加していますが、単収は収量性にすぐれた新品種への転換が遅れているため、帳消しになっており、おおむね目標近くにはなっておりますけれども、今後の課題になると思います。ばれいしょにつきましては、最近の消費が非常に増えておりますけれども、これは主産地であります北海道で 19 年産の作柄が良かったことに影響されております。ポテトチップス等につきましては国産割合が高いのですが、フライドポテトは国産割合が低いということで、加工用向けの生産というものを推進していくということが課題になっております。

おめくりいただきまして、17 ページの大豆でございます。大豆については国産はやはり食用の豆腐、油揚げ、納豆の拡大というものが課題でございます。そんなに目標値に乖離して進んではおりませんが、先ほども申し上げました大豆の湿害対策等の新技術の普及等で生産を増やしていければと考えてます。

それから野菜ですが、目標値については需要、生産とも意欲的に見込んでおるのですが、残念ながら恐らく中食、外食といった、どちらかというとし鮮野菜を余り使わない消費が増えているということ、それから業務用への対応が課題でございます。そこに対して十分に対応しきれていないため、若干下ぶれになっている状況でございます。

それから果実、これはなかなか論評しにくいところがございます。やはり収量が多い表年と少ない裏年がございますのでギザギザになっております。状況としては輸入果汁が増えているという問題がございます、かつ生産面では農業従事者の高齢化が進んでいて、なかなか目標値に向かっていくのが難しいという状況でございます。

それから生乳でございます。生乳につきまして生産面では、18年産、19年産と自主的減産に取り組んだため、生産努力目標の数値とは違う方向に進んでおります。一方で消費の方は飲用牛乳が減少しておりますけれども、チーズ等の需要増加により多少増えております。しかし、目標と比べると、ちょっと難しい局面かと考えております。

19ページ、20ページは肉類でございます。牛肉、豚肉、鶏肉をまとめて申し上げますと、牛肉は目標値としては、BSE問題が国内で生ずる前の水準に回復するという目標値を見込んだところでございますが、具体的にはアメリカ産の回復が特になされておられませんので大きく下回っているという状況でございます。逆に豚肉、鶏肉でございますが、豚肉はいったん膨らんでまた落ちておりますけれども、目標のトレンドは上回って推移しているところでございます。鶏肉につきましても消費の見込みと目標値をかなり上回って消費が増えておまして、生産もそれに対応して増えているという状況でございます。それから鶏卵でございますが、これも目標値と比べるとやや下向きで推移しておりましたが、現在は目標を上回った消費生産になっているという状況でございます。

次のページでございますけれども、砂糖、油脂でございます。砂糖の消費につきましては大体目標値に沿ってきております。てん菜と甘しや糖というものを分けて右側に書いておりますが、てん菜は計画生産のトレンドにおおむね沿って推移しておりますが、さとうきびは増産プロジェクトを行って増産を目指しており、いったん落ちたところから大分回復してきているという状況でございます。油脂につきましては消費面だけしか記しておりませんが、栄養バランスの改善ということで減少の目標値を定めており、おおむね下がってきておりますが、目標値よりは高くなっているところでございます。

それから飼料作物は意欲的に目標値を見込んでおりますが、まだその目標までは達していない状況でございます。

それから魚介類の生産面でございますが、スルメイカやサンマといった食用向けは増加した一方、カタクチイワシ、マアジ等が減少したため、かなりトレンドを下回って推移している状況で、目標値とはかなり乖離しているという状況でございます。

それから海藻類、きのこですが、海藻類につきましては、特に生産の6割を占めますのりの増加でトレンドを上回って推移している状況でございます。きのこもヘルシー志向等のため、消費は堅調で、目標値を上回って推移している状況でございます。

お茶につきましては、全体として横ばいでございますが、最近では緑茶がウーロン茶等の茶から消費量のシェアを奪って推移しているという状況でございます。

すみません、ちょっと長くなりましたので急ぎます。25ページ、26ページですが、以上のものを想定して、現在どのような状況にあるかを示しております。まず、栄養のPFCバランス、要するにたんぱく質、資質、炭水化物でございますけれども、27年度目

標は、供給熱量の割合のうち、たんぱく質 13 %、資質 27 %、炭水化物 60 %という望ましい目標を立てておりましたが、脂質の減少は、27 目標に向かっていっているとは言い難い状況でございます。

それから 26 ページでございます。「生産努力目標にかかる単収・作付面積等の推移」の一覧を掲げております。大きく特徴が出ているのは 2 番目の小麦でございます。19 年産が豊作であったこともあるのですが、27 年の目標に向かって単収がかなり上がっているという状況でございます。それから真ん中よりちょっと下の野菜も、収量は既に 27 年目標を上回っているところまできておるわけでございます。それから右側の主要品目の作付面積につきまして、なかなかうまくいっていないのは、先ほども御説明いたしましたとおり、大麦・はだか麦です。これについては、作付面積が増える目標を立てておりましたが、減少しております。そして右下に農地面積、耕地利用率についてどうか、表に示してございます。目標値となる 27 年の農地面積は 450 万ですが、延べ作付面積 471 万ということで耕地利用率を 105 %としていたわけでございます。しかし、現状はそこに至っておらず、耕地利用率は 93 %にとどまっている状況でございます。

それから 27 ページ、28 ページでございます。27 ページにつきましては、基本計画の閣議決定の参考資料という位置づけで「農業構造の展望」を作成しております。左側が平成 16 年が展望策定時の実数でございまして、真ん中が 27 年の目標でございます。認定農業者につきましては先ほどもご説明いたしましたが、現状 24 万と増えてきております。家族農業経営については、33 万から 37 万という目標には至っておりませんので、まだまだ努力が必要でございます。集落営農は、順調に増えてきており、農業法人も増えてきております。これらにつきましても 27 年度の目標に向けて今後とも努力していきたいと思っております。また、担い手が経営する面積は、210 万ヘクタールで全体の 45 %というのが現状でございますが、これにつきましては 27 年目標は 7～8 割と非常に高い目標を掲げておりますので、さらなる努力が必要でございます。

「基幹的農業従事者の展望」につきましては、基幹的農業従事者が、146 万人になっていくだろうということでございます。これは、少ない数値を目標にしているのではなく、展望でございますので、そういう意味では想定した展望どおりに大体なっているかもしれません。ただ、新規参入者の 39 歳以下の方について、これは 1 万 2,000 人を展望しておりますが、最近また 1 万人近くまで減ってきておりますので、ここは努力していく必要があるということでございます。

なお、このような施策の関係で食料自給率の本体そのものはどうなっているかということでございます。カロリーベースにつきましては、40 %ということで目標の 45 %にはなかなか厳しい状況でございます。もう一つ、カロリーベースと同等に生産額、金額ベースという目標も作っており、27 年には 76 %という目標でございますが、66 %にとどまっている状況でございます。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上が基本計画の進捗状況の検証でございます。

それから資料 2 ですが、国民の皆様がどういう意識と行動をされているかという調査

を平成 20 年に幾つかしております、その概要を御説明いたします。

2 ページの右側ですが、国産品と輸入品の選択でございます。選択していただく理由というのは、国産については安全性ですとか品質、新鮮さ、そういうものがかなり多くなっております。水色の輸入品を選択した方は、価格が圧倒的に選択のポイントになっているということでございます。

それから 3 ページ、4 ページでございますけれども、食料自給率についての調査の経年変化でございます。「低い」とお答えになっている方が増えておりました、食料の生産・供給のあり方につきましても、「外国産より高くても、でも一方でコストを引き下げていただきながら国内でつくる方がいい」とお答えになっている方が増えてきて、20 年には 5 割を超えているということでございます。

また、5 ページ、6 ページでございますが、将来の食料輸入に対する意識でございますが、平成 20 年にはやはり穀物価格の高騰の後でございましたので、「非常に不安がある」という方が 56 % と非常に増えております。また、6 ページは食料自給率をどうすべきかということでございまして、「高めるべき」という方が 7 割、「どちらかというと高めるべき」をあわせると 9 割を超える方々が高めるべきと考えております。

7 ページ、8 ページでございますけれども、今後の生活の中で「食生活」を重視する人が増えてきており、レジャーや余暇に次いで「食生活」に生活の力点を置く方が増えているということでございます。

それから 8 ページは、「今後、日本がより力を入れるべき産業」は何かということで、これは 7 割近くの方が農林水産業というふうにお答えいただいております。

それから 9 ページ、10 ページでございますけれども、これは農村の役割に対する意識調査でございます。左側は「食料を生産する場」、これは当然高いわけですが、そのほかに環境ですとか教育の場というようなお答えが多いです。右側の平成 20 年の数字で特に黄色いところがぐんと伸びておりますが、これは「経済性・効率性の向上に努めつつ、国土・環境保全等の機能も重視すべきである」という意見であり、7 割の水準になっております。

10 ページは省略いたします。

最後に資料 3 でございますが、これは前回、委員からもご意見がございましたが、国民から広くご意見を聞くことを続けていくべきであるということから、第 2 回の御意見・御要望の募集を、2 月 2 日から 16 日までの間行いました。インターネットでいただいたものは 173 件、また地方農政局等を通じていただいたものが 500 件ということで、今回もかなりたくさんのご意見をいただいております。簡単に申し上げますと、「国民にわかりやすい議論というのをしていただきたい」、それから「経済危機の今こそ農業・農村にとってはチャンス」というようなご意見、それから、私どもは非常に頭が痛い話でございますが、「役所言葉ではなく、みんなに分かり易い言葉を使ってほしい」という意見も出ております。

個々につきましては、どの意見が多かったといった分析はしておりません。本当に非常に幅広いご意見をいただいております、自給率についても上げるべきという方もい

らっしゃいますし、食生活の問題だとおっしゃる方もいらっしゃったり、例えば水田フル活用の問題にしても、生産調整について見直していくべきという方もいらっしゃれば、そんなことは難しいんじゃないかという方もいらっしゃいます。特にどちらの意見が圧倒的に多かったとかそういうことではないものでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議論の方に移りたいと思いますが、最初に今最後にご説明いただいた国民からの意見・要望等のところの全体のところでも今ちょっと出ていますように、この審議会での「徹底した討論・議論を深めて答申されることを強く望む」というようなご意見もここに出ておりますが、いろんなところで農政改革の議論がほかの場所でも進んでいるような状況でもございますので、まず、企画部会の委員の皆様から、この企画部会の議論の位置づけとか今後どんなふうに進めていくのかというようなこと、全体についてもし聞いておきたいことがございましたら、その当たりをまずお聞きして、それから個々の議論に移りたいと思うのですけれども、何かございますでしょうか。

藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 せっかくですので、この部会の、部会といいますか審議会のあり方についてちょっとおうかがいしたいのですが、私も3年近くこの審議会に参加しておりますが、昨今、6閣僚会議だとかその下の特命チームの会議だとか、あるいは経済財政諮問会議、あるいはそのほかの規制改革会議等、さまざまところでこの農業問題というのは議論されておりますが、この審議会というのはその中においてどういう位置づけになっているのかというのは最近ちょっと疑問なんですよね。

というのは、きょうの審議会を見ても出席委員が7人……七、八人ほどですね。で、審議会の今後のあり方とか審議会の位置づけについてこの辺できちっと精査しておくべきじゃないかと思ひまして、その辺のところちょっと当局なり部会長からおうかがいしたいと思います。

○鈴木部会長 関連したご質問でございますでしょうか。

それでは今の点につきまして、まず、事務局の方からお願いします。

○総括審議官 総括審議官でございます。農政の問題につきましては、今の委員のご発言どおり、社会的にかなり注目を集めている状況になってきているかと思ひます。これは5年に一度の基本計画の見直しということだけをもって注目が集まったのではないだろうと思っております。さまざまな経済情勢あるいは農業情勢、政治情勢すべてが重なって関心が高まってきたものだろうと思ひます。それぞれ政府において、あるいはさまざまな場において、あるいは与党、野党において、国会においてこの問題が取り上げられ、それが相互に関連しながら国の全体の方向づけを行っていくということになるかと思ひます。

ただ、私どもは法律に基づいて政府の一員としてそれを執行する立場にございます。農業政策の基本というのは、国会の意思といたしまして食料・農業・農村基本法、これ

が全体の方向を示す基本法でございますので、大きな太い線になっているわけでございます。それに基づいて5年に一度の基本計画の見直しを行い、10年間の計画をつくり、5年ごとにローリングをしていく、これもこの法律に定められております。その基本計画というのをご審議いただく場が、まさにこの食料・農業・農村政策審議会であるわけでございますので、この議論というのは来年の3月を目途にとりまとめをお願いしているわけでありまして、まさにこの5年間の農政のあり方の形づくりについてご論議を行っていただいていることだろうと思っております。これは法律に基づいて紛れもない重要な位置づけをしておりますし、ぜひ、そういう方向でご論議をお願いしたいと思っております。

他方で政府あるいは国会においては、この重要な問題につきましてそれぞれの立場からご論議いただくというのは当然だろうと思っております。それぞれ政府全体の方針なり、国会運営の方針でお決めいただくと、それを相互に関連しながら最終的な基本計画の中で結実していただくという重要な作業をお願いしているのだろうと思っております。今出ました農政改革関係閣僚会合、いわゆる6大臣会合、その下における特命チームは閣僚会合の下におきますから、そのような大きなことをやる存在感はないかと思っております。6大臣会合につきましてはこれも時期は重なりますが、今後の農政運営に関する政府全体、各省全体、関係省庁全体として取り組むべき課題について、政見あるいは政府全体の意思を固めるための会議だろうと思っております。当然この審議事項は大いに重なることがあり、私も両方の事務局をしておりますので、相互に分裂しないように整合性のある検討を行っていくことを心がけていかなければいけないと思っております。適宜そちらの検討状況についてはこの企画部会にもお諮りしながら、ご相談しながら運営を図っていきたいと思っております。

とりあえず今回は現行基本計画の検証でございますが、来週この特命チームでも検証をやるわけでございます。それに先駆けてこの企画部会に資料をお諮りしながら、ご議論をいただいて、本日出たご意見も反映しながら次回の特命チームの運営も図っていくような細かな配慮をしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。今ご説明ありましたように6大臣会合の方のその特命チームの議論も進んでおりまして、私も企画部会の委員の皆様を代表するような立場でそちらにも入っております。こちらでの議論が特命チームの議論の方にもどんどん関連づけて反映できますように、特にきょうは今度の特命チームの議論に先駆けてこの検証について議論をする場ということですので、そういう意味でも十分にご意見をいただければと思っております。

この審議会というのは今のお話でもわかりますように、国民全体の視点からいわゆる関係者だけでない、いろんなさまざまな立場の方が集まって総合的に方向性を検討できる意味での一番客観的な国民的な場ではないかと考えておりますので、皆さんの意見が非常に重要であるということで、そういう意味で責任も重大かと思っておりますが、そういう形でぜひ、率直に議論していただき、また具体的な提案をどんどん突っ込んだ提案も含めて出していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

そういうことでよろしいでしょうか、関連して何かございましたら。

(発言する者なし)

○鈴木部会長 それでは、具体的な議論の方に入っていきたいと思いますが、切り口はいろいろあるかと思いますが、とりあえずどこからというふうにはいつものとおりいたしません、何か重要な点で詰めなければいけないところについては、できるだけ突っ込んだ議論をするというような形で進めさせていただきたいと思います。

では、どなたからでも……茂木委員どうぞ。

○茂木委員 全中の茂木でございます。現在の基本計画の進捗状況の検証ということで若干、意見を述べさせていただきます。

現在の基本計画がつくられた平成17年当時に比べますと食料・農業・農村をめぐる関係は大変大きく変化をいたしておるわけでございまして、そうした変化を踏まえながら見直す必要があると思います。そういうことから特に4点ほど申し上げたいと思います。

まず、1点目でございます。現在の基本計画策定時よりも世界の食料自給が過剰基調から逼迫し、大きく環境変化をした状況がございます。食料自給率が大変低く、食料輸入に頼っている我が国は食料安全保障を国家戦略として明確に位置づける必要があるのではないかと考えております。そしてまた、とりわけ我が国の水田農業、酪農、砂糖などのいわゆる基礎的食料は安全保障上の位置づけを明確にする必要があると私どもは考えております。

2点目でございます。これまでの市場原理主義と規制緩和によりまして世界で、そしてまた日本でもさまざまな弊害が発生をいたしておるわけでございます。世界規模での不況や雇用情勢の悪化、都市と地方の格差といったさまざまな格差問題が顕在化をしてくております。これからは行き過ぎた市場原理主義と規制緩和の方向を見直していくことが大切かと、思っております。

それから3点目でございます。地球規模での大変な環境問題があるわけでございます。これは地球温暖化などに対するCO2の削減など環境問題が今後ますます重要になってくると考えております。我が国でも省エネ、省資源など環境問題に対する国民の関心は非常に高くなってきておるわけでございます。農業分野におきましても今後、太陽、風力、小水力など脱石油化によるクリーンエネルギーの活用を進める環境保全型農業や、自然循環型農業の展開がこれからますます重要になってくると思っております。

4点目でございます。農業生産者が元気を出し、地域を活性化させることが必要だと、そのためには国内の農業生産額が減少し続けておるわけでございまして、これを何とかでも解消していかなければいけない。農業所得はこの15年間で半減をいたしております。これでは地域の元気が出てこないと思うわけでございます。

また、カロリーベースの自給率も大事でございますが、生産現場の視点からいたしますと、畜産、野菜、花卉など自給率への貢献度が低くても生産を拡大し、所得をふやしていくことが大変必要だと、そしてまた大事だと思っております。このため農業生産額の増大という視点での政策が大切だな、必要だなと思っております。そして、ここ5年

から 10 年後の農業生産額の目標を国が設定し、さらに、この目標につきましては地域ごとの特色を踏まえながら米をはじめとする穀類、野菜、果樹、畜産などの営農類型を別に設定することが必要だと思っております。

それから現在の政策、いわゆる担い手、米政策の検証でございます。現在の基本計画におきましては品目横断的な政策への転換を行っております。現在、認定農業者数や法人経営体数は継続的に増加をしております。しかしながら、その一方では基幹的農業従事者のうち 65 歳以上が過半を占めておるわけでございまして、小規模農家や高齢農家が日本の農業を支えているのもまた現状かと思っております。したがって、現行の基本計画が進める担い手づくりを進めるとともに季節性、労働の多様性、所得変動など農業の特性を踏まえつつ家族農業経営、集落営農組織、JA 出資法人や JA を含む法人などそれぞれの地域におきましてどのような担い手を確保、育成するのかを検討する必要があると思っております。具体的には政策の対象とする担い手の範囲をどう考えるのか。また、水田農業、あるいは畑作、畜産、酪農、野菜、甘味資源作物などの作物特性や地域実態等を踏まえて、作物別の担い手のあり方と定義についてどう考えるのか整理する必要があろうかと思っております。

それから米政策の見直しにつきまして意見を申し上げます。主食用の米の需要は長期的に減少していくと見通されておるわけでございますが、この中で米の需給と安定のために今後とも計画生産は必要不可欠と考えております。一部マスコミにおきましては、米価の大幅な下落を前提としたような生産調整の選択性の検討が行われているかのような報道がなされておりますが、生産現場は大変混乱をいたしております。とりわけ 21 年産米の計画生産や水田フル活用に向けましてこれから全力を挙げようとしている重要な時期に極めて遺憾といわざるを得ないと申し上げます。仮に需給調整を緩和して完全に市場に任せた場合におきましては、大幅な供給過剰と米価の暴落、それから在庫米の積み上げによりまして全国の生産者、とりわけ担い手ほど大きな打撃を被ることになると考えております。したがって、米政策の検討に当りましては需要に応じた米の計画生産を前提に、生産調整実施者が実感できるメリット措置の充実と万全の経営安定対策の確立が最も重要だと考えています。

以上であります。

○鈴木部会長 ありがとうございます。全体の必要な視点と具体的にかなり論点になる部分も後半でお話いただきましたが、先ほど榎野委員が挙げておりましたのでどうぞ。

○榎野委員 すみません、人数が少ないのに途中で退席させていただきますので、最初に言っておきます。

今回の取組の状況の見直しということなんですけれども、全体の感想を言ってもしようがないので、5 ページにある「農業の持続的発展に関する施策」について一言申し述べたいと思います。要するに担い手対策という、農業の担い手を中心に焦点を合わせて日本の農業の発展を託そうと、そういう話ですよ。それはもう何回も議論して結局こういうのが望ましいということで 3 年ほど前ですか、始まったわけですよ。それで比較的大規模な農家、それと小規模な農家でも集まって集落営農ということでやれば担い

手として位置づけられて適度な支援が受けられると、そういう制度ですよ。これは今後の農政を考える上で正しい方向だと思います。認定農業者は4年前に比べ24万にふえたとか、集落営農も1万から1万3,000にふえた。農業法人も8,000になっている、それ以外にこうした担い手が経営する農地面積というのは35%から45%に増えたということで、結構な方に動いていると思います。

農政は正しい方向に進んできているわけですから、こういう方向を失ってはいけないと思っているわけです。それで、こういった流れを次の基本計画にどう生かしていくかということなんでしようけれども、担い手に支援を集中するという方向はもう後戻りできないと思うんです。これが前みたいならばまきでは、日本の農政を誤ると思います。ですからこれだけはぜひ守ってほしいなと思います。

その流れでいうと、いずれここで生産調整の話が焦点になってくるのでしようけれども、今の生産調整をこのまま放置してはいけないという感じを私は持っています。どうするかということを考えれば、もうある程度方向性というか答えは出ていると、僕は思うんですよ。担い手に集中して、効率的で大規模でやっている人たちに支援を集中していくという方向は変えてはならないということです。効率を上げて価格が下がっても日本の農業を生かしていくということを考えれば、生産調整をどうするかという方向もおのずと見えてくるのかと思います。

それで一つ注文というか、今ご意見も出ましたが、石破農水大臣は、選択的な生産調整に移った方がいいんじゃないかというふうな意見を持って、発言をなさっているように聞いております。この審議会ではそういう中身はまだ出てこないのですが、そういうことになれば私としては生産調整の見直しの方向で進めた方がいいと思いますし、担い手に集中させるという方向を忘れてはいけないと主張したいと考えています。ありがとうございました。

○鈴木部会長 ありがとうございます。今のようなもう具体的なお話をどんどんご提案いただいて結構かと思っておりますので、今既に担い手の範囲につきましてもやや対立するご意見がありましたし、生産調整につきましても対立するご意見がありましたので、この当たり確かに論点になるところかと思っておりますので、この当たりについてはもう少しほかの委員からもできる限り具体的なご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○荒蒔委員 今、部会長の方から問題提起というのがあったのですが、私はいわゆる今回の基本法の筋を国民の意見を踏まえて見直すという中で、グリーンで書かれた4つの大きな課題があります。例えば2007年から08年にかけての世界の動きを見て、食料という問題に対して非常に国民の関心も高まっている。もちろん量、質両方とも高まっている。こういう非常に大きな世界の流れが出てきたので、これに対しては基本的に何を重点にしてやるべきかというところを、優先順位とってしまうとちょっと語弊があるのかもしれませんが、明確にしていくというのが大事なのかなと思います。

ですから、生産調整の問題についても一方では量を確保しようと思えば価格が乱れるとか、あるいは生産者に対して必ずしも自由がないという話が出てくるとかいろいろあ

と思うのですが、トータルの流れで何をやろうとするかをはっきり出して、いろんな項目が少なくともその方向性に合致しているかを考えていく必要があるのではないかと。多分農水省さんもずっと努力されているのだと思うのですが、こんなに今ほど……さっきのアンケートでもあるように我々国民全体にとって、この農林水産行政に対する期待というか、課題というのがクローズアップされてきているというのは今までになかったことだと思います。だからこそこで新しく提示する方向については、はっきりした優先度というか柱になる部分というのを、思い切って明示すべきではないかと思えます。どれもこれも全部大事なのはわかるのですが、そうすると細かい柱がいっぱい立った家みたいになっちゃいますので、4本とか3本とか大事な柱をしっかり立てて、それについて優先的にエネルギーも資源も優先してつぎ込んでいくということではないかと思えます。

○鈴木部会長 重要な視点をご提示いただきまして、ありがとうございます。

○平田委員 きょうるるご説明いただきましたけれども、日本農業の再生への必要な施策というのはほぼ網羅されているかなというように思います。だからこれをいかに今後実行に移すかということに尽きると思うのですが、その中で今、荒蒔さんもおっしゃいましたように日本国民のいわゆる農林水産業に対する期待というのは産業の中で70%近い人が食料が一番だということを言っていらっしゃるわけですから、我々はこの負託に今応えていかなければならない、未来の子どもたちがあのときにこういった施策をやっていただいて我々が幸せな生活ができると実感できるような農政を、やっぱり今やらなければいけないのではないかなというように私は思います。

そういった中で、当面自給率50%を早期に実現するというようなこと。それから水田のフル活用とかそういったようなことがやられていますが、今この説明の中で実際に我々が目標を掲げているわけですが、現実的にはそれが目標に達していないことが多い、ほとんどがそうなわけですね。自給率の問題にしてもそうですし、ですからこれをただ我々が今後また何年かして目標に達しなかったということでは困るわけです。必ずこの目標を達成するために我々が今何をしなければいけないかということ、やっていかなければいけないと思うんですね。やっぱりそのための施策を、それを達成するためにはどうしてやっていくかということ、今提言しなければいけないし、施策にも盛り込んでいかなければならない。

その中で私は以前からずっと言い続けていますがけれども、今一番問題なのは、やっぱり農業をやりたい若者乃至は若い担い手がないということですよ、それを若い担い手がぜひ農業をやってみたいと思われるような施策にしていかないと、日本の農業の未来はないと思うんですね。そのためにはある程度農業が再生産可能な利益が必ず上がると、もちろん努力は必要ですが、そういった施策にしていかなければいけないと思うんですね。特に価格当たりが自分で決めれないといったような産業というのは、今後成り立たないと思うわけですね。原価が幾らかかり、資材費が幾らかかり、人件費が幾らかかり、そしてその他もろもろ燃料費だとか、そして利益が幾らあってそれでこの値段で売りましょうというような形へ持っていかなければいけない。したがって、ある程度

の基準値というか、ほうれん草をつくった場合にキロ 200 円なりそういったものがある程度設定されて、それ以下になった場合はどうするかといったような保障するものをつくっていかないと、ただ、90 %は保障しましょうということではなくて、やっぱり再生産可能な利益が上がるということですね、それは必ず国が責任をもって面倒みますよといったようなところを、やっぱりはっきりと明示しないと若い人は来ないと思うんですね。

今回、緊急雇用対策でやっていただきました。私のところも4名採用させていただきますが、そういったものが必ずしも……今回は研修制度ということですが、雇用に、担い手に結びつくかどうかはまだわかりませんが、少なくとも自分が農業をやっていけるかどうかの方向性を決めれるとは思いますが、さらに本当の担い手を育成することになってくるとやっぱり四、五年はかかると思います。やっぱりそういった本人が独立できるぐらいまでの保障というのは国がやってやらないと、なかなか難しいのではないかなというような気がします。

以上です。

○鈴木部会長 今最低限の支えの部分はどうするかという点についても強いご意見がありました。続けて…はい、どうぞ。

○松本委員 議論がスタートしたばかりなので間口が広いんですね、順にということなんですけれども、思いつくままにちょっと二、三申し上げたいと思います。

このデータにも現行基本計画の構成が最終ページにございまして、膨大な整理がしてあります。これを基本法に基づいて見直すという作業に入るわけなんですけれども、この現行第二次計画も多分4年前、実質的には五、六年前のデータを基に推計されて、それにプラス政策目標として設定されて今運用しているということなのでしょうけれども、直近のデータを再度ベースに推計して、それに政策的に要素を加えて目標を設定するという作業になるのだらうと思うんですね。その前に出口として50%というのは政治的にももう世の中に出ているということがあるのですが、自給率50%とかですね。

そういう中で一つちょっと心配といいますか、よくよく注意していただきたいという要望事項の一つは、このペーパーの10ページの最後にいわゆる政策を構築した基礎的な調査データとかそういうものについても現状はいささか心もとない状況があると自ら反省をなさっている、政策的にですね。データがいささか不備であるとか、こういう事態になっていると、そうすると根っこが違ったものをベースにいくらやってもこれはもう乖離するなり、目標は到達できないということでもありますから、そこはよく政策を構築するとき基本となるデータについて本当に精緻に把握願って、そして判断を間違わないと、こういうことを一つ注文したい。調査結果と政策の結果が左右に全然離れているというようなこともときたまありますので、このあたりは今度の基本計画の中では決して失態は許されないと、こういうことではなかろうかと思っておりますので、ひとつよろしく。

それからもう一つ、きょうも品目的に精緻な現状と目標へのトレンドの状況ということで示されていますが、幾つかの作目についてはそういう趨勢にはないというようなこ

ともかなりはつきり出てきているという、そういうときにターゲットをどう絞るか。先ほど荒蒔委員の話ではありませんが、間口を広げるのではなくてどこを重点的な議論でターゲットを絞って、それにどういう知恵を出すかというような整理の仕方もあるんじゃないかというような感じが一つですね。

それに関連して、いつも私言うのですが、何せ北海道から沖縄まで条件が違うわけですね、米ひとつとっても明らかにそれぞれの地域で、また経済学的に見たってもう明らかに対等な競争はできないという条件下にあるわけですね、農業生産は農地の上でやるわけでありますから、農地はおのずと、他の競争条件が同じならば悪いところは撤退せざるを得ない。しかしそこに日本の農村とか地域ということでどう政策的にこの要素を入れるのかということが、この農政だろうと思うんですね。ですから生産調整の問題もあるかもしれませんが、例えば副大臣の蒲原と平田委員の中四国と同じ米生産の問題で同じテーブルでやったって、それは明らかに議論がちぐはぐになっちゃうということでもありますから、例えば制度的とか…何ていいますかうまく言えないのですが、北海道から沖縄まで米ひとつとっても、一つは基本的な1階部分で農政の枠組みの構築はあるのだろうと思うんですね。その上に地域性とか作物性とか2階部分、3階部分はもうはつきりと別の色の政策を載せると、それは国民にどう合意をいただくかということだと思いますけれども、あの地域とこの地域と明らかに政策が違っていると、政策も財政も違っているといてもそこは色が違うんですという、こういう整理で2階建て、3階建てといたしますか、そういうものを講じる時じゃないかという感じがします。それにあわせてやっぱり今度打ち出すときは、この政策を打つときは大体どのぐらいの財源が必要なのかと、結果財政ではなくてですね。そういうこともできるなら出したら国民の方はイメージが湧くのではないかというような感じがいたします。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。それでは続けてほかの委員にもお話いただいてから事務局の方からもコメントをいただこうかと思いますが……では、藤岡委員どうぞ。

○藤岡委員 最初にちょっと1点だけ質問をさせていただきます。4ページの現状の分析の一番上のところに「農林水産省が抱える幾多の問題を象徴しており」という文言がありますが、この「幾多の問題」というのはどういう意味なのか、できる範囲で説明願います。

○鈴木部会長 お願いします。

○総括審議官 去年、私がこのポストにくる前に事故米問題に端を発しまして、農林水産省改革チームというもののチーム長を命ぜられて2カ月で提言をまとめました。この「幾多の問題」というのはその冒頭に、この事故米の発生というのは、その部局の問題としてとらえるのではなく、農林水産省に内在する根深い問題に端を発したという認識を持たなければいけない。なぜならばBSE発生の際に消費者重視に転換すると誓ったにもかかわらず、また問題を起こしてしまっている。そういうことを重く受けとめるというのがある。その根深い問題というのは何か。一つは使命感がないという問題から

解きほぐしまして、また、縄張り意識が強いといったことを提言したわけです。そのことを踏まえて「幾多の問題」と言っております。そのため、農水省改革をきちんとしていく必要がある。それは政策決定プロセスの改革、あるいは職員一人一人の意識改革、それから危機管理あるいはリスク管理のあり方、それから組織の改革ということを含めた総合的な提言をいたしました。それに基づいて1月から大臣を本部長とする農林水産省改革本部を設置し、改革推進室という恒常的な部屋を設けて現在、省の全体的な改革を進めているということでございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。では、引き続きお願いします。

○藤岡委員 ありがとうございます。さまざまなことが網羅されておりますが、例えば6ページなんかを見ますと、今回の分析の中に幾つかのキーワードがあるのではないかと考えています。例えば6割以上が65歳以上であるとか、あるいは新規就農者は目標に若干達していないとか、あるいは女性が参加する度合が非常に顕著にふえてきているとか、あるいは法人数がふえている、認定農業者がふえている、今の雇用対策にしてももちろん新規就農というよりは法人に就職する、そういう人がふえているとか、そういうことをもろもろ考えてみますと、やっぱり先ほど何人かの人から出ましたけれども、そろそろこれ3年経過して、ある政策はこれは絞っていかざるを得ないんじゃないかと思っております。

もちろん高齢農業をやっている人も、あるいは小規模で農業をやっている人もこれは農業にかわりはないのですが、地域の集落の形態としては当然さまざまな人がいてしかるべきなのですが、いわゆる担い手として将来とも5年、10年先にきちんとした食料安定供給に寄与していくのはどういう農業者なのか、そこに政策を重点的に当てていくのには、私はこのいろんな国民アンケートとかを見ても決して国民はそこにはむだな金を使ったというふうな意識にはならないのではないかと考えています。

そういう意味で、今この農業が非常に国民に注目をされている。そしていろんな気候変動等々含めて穀物の安定供給が不安視されている中で、もうちょっときちんとした将来ともに農業を続けて持続的にやっていける人はどういう形態なのかというのを、もう一度私は検証してそこに絞っていくべきときにきているのではないかと考えています。決して今までの3年間の施策もだめだとは言いませんが、ややもすればやっぱりまだばらまき感の傾向があるのではないかと考えています。そういう意味で生産調整あるいはその他の政策にしてももう少し若い人、あるいはそういう法人形態あるいは地域において意欲的に農業を展開しているそういう形態にある政策を絞る時期にきているというふうに考えております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。では、岡本委員お願いします。

○岡本委員 岡本です。今、私たち国民にとって農業とか農林水産省業というものがとっても関心をもたれていて身近になったというのは皆さんがおっしゃるとおりだと思います。でも、農政に関わりなく暮らしている私たちのような者にとって、関心を持つほどよくわからないというのが感想です。どうしてかということ、いろいろな施策があって、いろいろに動いているのですけれども、全体としてどうなっているのかとい

うのがやっぱり見えにくいのではないかなと思います。先ほど荒蒔様がおっしゃいましたけれども、大きな柱を立てる方が伝わりやすいんじゃないかなと思いました。例えば私でしたら安全な食をし続けたい、食べ続けたいというのがありますし、農林水産業な雰囲気のあるところで暮らし続けたいと思います。だからどうしたらいいかというその農政の部分がわからないので申しわけないのですけれども、普通の人にとって農政はわからないけれども暮らしているわけですのでそういう人に伝わる伝え方、伝えやすいようなものがあるとうれしいです。その大きな柱の中に先ほど言われたようにベクトルがこう絡んでいますみたいな表現をしていただいた方がわかりやすいなと思いました。

それでアンケートの結果や何かも出ていますが、アンケートの結果というのはアンケートでは答えますけれども、それが実際の行動に結びつくかというのはまた大分違っています、アンケートでは答えるけれども、でも実はやっていないという人がほとんどなんですね。もしアンケートのとおり皆さんが行動していたら違う結果がいろいろ出てきているはずなんですから、それをアンケートだけ見て満足するのではなくて、次につながるアピールの仕方をしないと難しいのではないかなと思いました。例えば環境に配慮したものがあったら買いますかと言われたら、普通の人「買います」と一応答えると思うのですけれども、でも実際としては買わないと思うんですね。それよりは健康にいいですか、そちらの何かもう少し自分の身に近いところにアピールした方が買う意欲につながりやすいのではないかなと思いますので、その目的とするものはもちろんあるのですけれども、それ以外に伝えるものはまたちょっと語り口を変えてもいいんじゃないかなと思いました。

それで概念的に考えると、知識を入れて消費行動に結びつけてもらうというのは、わりと短い時間で伝わるかもしれないのですけれども、行動に結びつきにくいと思うところがあります。そう考えるとやっぱり教育とか子どもに伝えるのが即効性はないのですけれども、長く深く効くのではないかなと思います。今子どもの体験学習を進めていく子どもプロジェクトもとても大事なことだと思います。都会部では田んぼの風景と自分のごはん一杯とにつながらない子どもが実際多いですので、それをつなげるためにもこのような体験を通じて感じるということは深く残ると思います。

それからあと給食の話が出ていましたが、給食が週3回になった、それはとてもいいことで消費をたくさんしてもらうためにいいことではあるのですけれども、それ以外にも例えば給食費の問題は私もよくわからないのですが、ごはんのときのおかずもおいしくてその日の給食はおいしかったというイメージというのは、とても大事だと思うんですね。パン食もいいのですけれども、ごはんのときのごはんがおいしいだけではなくて、そのごはんのおかずもセットにしたその一回の食事がおいしかった、だからごはんが好きってなると思うんですよ。ごはんを品質は何々米と食べ比べてこれがおいしいというわけではなくて、ごはんとおかずとセットになった食事がおいしかったというのが、きっと子どもの心に残るのではないかなと思いますので、例えばそのときだけ給食費をちょっとアップさせるとかそういう細かいことは私もわからないのですが、そんなイメージ論でしかなくて申しわけないのですが、そういうことの積み重ねが例えば3年後には

効かないかもしれないけれども10年後には効くんじゃないかなと感じました。

すみません、以上です。

○鈴木部会長 平田委員どうぞ。

○平田委員 時間も押していますのでちょっと簡単に申し上げますけれども、第1点は、今新規就農とかふえていますし、環境も以前に比べると相当変化してきています。そういった中でいわゆる研究とかそれから普及関係というのが非常に重要な時期になってきていると思うんですね、普及とか新しい栽培法とか、しかしながら現状では各県とも財政的な面から非常に縮小されてきているというように思うんですね。ですから、そういった面の研究なりそういった公的な機関での普及活動、農協さんもいらっしゃるんですが、そういった面のさらなる私は逆に充実が必要なのではないかなというように思っております。

2点目ですけれども、農村というのはいわゆる多面的な面で非常に意義があるということで今エコツーリズムだとかグリーンツーだとかスローツーだとか先ほども話にございました農村漁村体験プロジェクトとか、いわゆる農業生産とは直接かかわらないけれども非常に重要な役割を担っている。そういったものが今多分、農水さんの方で担当されていると思うのですけれども、そうではなくてやっぱりWTOの問題もありますので環境対策として今後進めていく必要が、ヨーロッパはそうですけれども、そういった形での支援というのが日本の国として必要な時期にきているのではないかなというように、私は思います。

それといろいろな補助金が国の方から出ておりますけれども、それが品目が限られていて非常に使いにくい面が多いです。そうではなくてやっぱり農業をやる者にとって、これは必要じゃないけれどもこれがないといわゆる利益を出すのが非常に難しいというような面が非常に多いんですね、トラクターよりもスピードスプレーがどうしても必要なんだとか、耕運機が必要だとかハウスが必要だとかいろいろな面がございます。それがあって非常に利益の上がる農業ができるというのがあつたのですけれども、それがこれにしか使えないというようなことになりまして非常に今後の農業の発展にもいろいろ支障が出てくるのではないかなという気がいたします。もちろん今回の燃料と肥料の高騰みたいなのはいいのですけれども、その辺のところをぜひ考えていただきたい。

それと今産直市が先ほどご説明ございましたように非常に好評でございます。農村の女性とか高齢者の方にとって非常に大きないきがいになっています。ところがきょうも午前中ある業者の人の話があつたのですが、ほしくても供給してもらえない、もう今インショップなんか非常にニーズが高くて、またレストランだとか旅館だとかほしいのですが、できないというようなところが非常にあるんですね。やっぱりそういった農村を活性化させる産直市へのサポート、これが私は当面非常に必要じゃないかなというように思っております。

それから今加工品のこともお話ございましたけれども、国産表示はほぼできているということですが、それとコメコなんかもそうなんです、コメコパンといわれて

も1割ぐらいしか入っていないとか、やっぱりその割合を表示する必要があるのではないかなど、それと販売者が書いてあって後に記号みたいなのが書いてあるのですが、これは誰がつくったか、よく調べればわかると思うのですけれども生産者を記号で書いてありますので消費者には全然わからない、やっぱりそういったところを記号ではなくて本当の生産者のはっきりした表示をすべきではないかなというように思っております。

以上です。

○鈴木部会長 いろいろな視点からありがとうございました。

藤岡委員どうぞ。

○藤岡委員 先ほどちょっと言い忘れましたけれども、今の雇用対策についてちょっとお話ししたいと思いますが、今緊急雇用対策ということで農業にもかなりの人が就職をしたようです。私どもの秋田の方でも面接会をやるとかなりの人が集まってきたわけですので、今回の対策はよかったなど、そういう面では評価しておりますが、これはやっぱり継続的というか長い目で見ますと1年間の助成でもってその人がその会社に就職をしても、それ以降きちっとその会社に根づいて立派な社員としてそこに継続しているのか、あるいは自分で自立してやるのか、そういう方向にいけばいいのですが、助成措置が切れた途端に解雇とかあるいはもうやめていなくなったとかになりますと、これは制度そのものがどうかと疑問視されるところがありますので、緊急的には確かにいいのですが、最もやらなければいけないのはそういう人を雇えるような形態をきちっと育てる、私はこちらの方が大事だと思うんですよ。それをやらないとどうも短期的に1年たって一人いたけれどもすぐやめたとか、その繰り返しだけではまさに税金のむだ遣いになってしまいます。

そういう意味では、今回のこの雇用対策をきっかけに受け入れ側法人なりあるいは個人でもいいのですが、その形態の育成にきちっと力を入れる、そちらの方にも政策としてこ入れをしてもらえれば非常に今後継続性があるのではないかと考えています。特に農業というのはほかの産業と比べて機械化が進んでいるとはいってもまだまだ人の手というのは必要です。したがって今の経済情勢がこうだからというわけではありませんが、まさにマンパワーを必要とするのが農業です。そういう意味では受け入れ体制の方にもきちっとこ入れをしてもらいたい。そこをひとつお願いをしておきたいなと思っています。

もう一つは、先ほどもいろいろ生産調整の議論が出てきましたけれども、これは水田農業のいわゆる米政策の永遠の課題みたいに関ここ三十数年もずっとやられてきたわけですが、依然として過剰米が出ている、あるいは耕作放棄地が出ている、そういう結果を見ますと決して成功したと私は言えないのだと思っています。今これ来年からの基本計画に向けて盛んに見直し論が言われております。むしろマスコミの方が先行しているような感がありますけれども、これはこの辺でやっぱりきちっとどういう米政策が最も将来のためになるのか、今短期的にただ米が余っているとか価格がどうのこうのとかではなくて、長期的にやっぱり日本の米政策はどうあるべきかというのをきちっと私は議論すべきだと思う。今までもちろん議論はしてきました、してきましたが、結果今のお

りだと私は思っています。

そういう意味では、この企画部会以外のほかの会議のところでも散々議論されていますけれども、先ほど誰か言っていました、もうちょっとどこの地域ではどのくらいの生産コストが米にはかかるのか、あるいは10ヘクタール、5ヘクタールの経営規模ではどの程度のコストがかかっているのか、やっぱりきちっと原価を出してあげて、どの基準なら再生産できる米農業ができるのか、やっぱりその辺のところもきちっとデータを出して議論のたたき台にして、この次の私はこの企画部会当たりでもうちょっと掘り下げて議論すべきじゃないかと思っています。

○鈴木部会長 ありがとうございます。時間押していますが、ちょっと米政策というか生産調整の関連で消費者の見方から何か感じておられることがあったら手短かに。

○岡本委員 突然ふられてびっくりですが、生産調整といわれても私たちにはよくわからないというのが現実です。ただ、私は個人的に耕作放棄地の広がるのを見るのは悲しいなと思いますし、それが例えば菜の花にしたからそれでいいのかと言われれば何かそれも違うなど、やっぱり個人的に言えば田んぼが広がってほしいなと思います。生産調整というのを、さらに私たちにわかりにくくさせたのがこの前のミニマムアクセス米、お米を輸入する話で、普通の人はそのなかに1割も入っているなんて誰も知らなかったんじゃないかなと思います。生産調整をしながら輸入しなければいけない、それが決められたことだからといわれても納得しがたい部分はあるんじゃないかなと、本当に消費者の正直な思いです。

ですから、生産調整がつくり過ぎちゃうと安くなるから困るんだよって言われれば、ああ、そうかと思えますし、どうして少なくしなければいけないのかというと私たち国民がお米を食べる機会が減ったからだとすると、ああ、そうかと思えますけれども、それをつなぎあわせてどうしたらいいかといわれても私たちにはわかりません。すみません、ごめんなさい、本当の感想です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきました。

それでは、ちょっと私の不手際で大分時間が押してしまいましたが、これまでの議論を踏まえて農水省さんの関係部局の方からご発言いただきたいのですが、担い手につきましてもこれまでの政策での定義がいいのかどうか、その両方の意見があったかと思えます。担い手に絞るといいましても、その担い手が規模だけで本当に区切れるのかというような議論も確かにあろうかと思えますので、その当たりの議論とそれから生産調整につきましてもいろいろな見方がございますが、新聞報道等では選択制というような議論も出ていますが、これが今正式に出ているものではございませんけれども、この生産調整というのをどう評価するか、それからそれにも関連しまして例えばお米の値段がどこまで下がるかわからないと、再生産水準がわからないというようなことがよく言われますけれども、そういうことについて今回の政策でこれでいいのか、あるいはそういう下支え水準というのをどう考えるべきなのかというような問題もあろうかと思えます。雇用についての問題もいろいろありました。それらを含めましてちょっと時間が押していますので申しわけございませんが、関係部局の方から順次ご発言いただければと思

ます。

○政策課長 それでは、まず、最初に総括的なお話からさせていただきます。

まず、政策の大柱を立ててわかりやすくすべきだというお話がありました。まさにそのとおりだと思います。ただ、4つの基本理念というのが明確にされておまして、それをどう具体化するかということで各政策の基本計画ということになっております。今度の基本計画の見直しにおいて今おっしゃられたようなお話は非常に重要なお話だと思いますので、その中でどういう形ができるかということは意を用いてまいりたいと思っております。

時間が押しておりますので、順次各局の方からお話をさせていただければと思います。それでは、最初に担い手の方の将来についてお願いします。

○経営局参事官 経営局でございます。先ほどご説明いただきました農業構造の展望にも出ておりますが、私ども効率的かつ安定的な農業経営、こういったものを中心として農業を担っていくということで、まず家族農業経営、法人経営、また集落営農経営ということで、その中では小規模農家ですとか兼業農家、高齢農家の方もそれぞれの役割分担に応じて参加をしていただいて、こういった経営体によって農業を担っていく。その中のスキームとして認定農業者、こういったものをみる場合には一定の規模というものに着目して判断をするということも一つのメルクマールとして行っているわけでございます。今後、法人経営がふえていく、あるいは企業の参入がふえてくる、また雇用形態での参画が農業者としてふえてくるということもありますので、そういった多様性が増してくる中で担い手をどういうふうにとらえていくか、そういった中では規模に着目するとともに今後はどのような形で収益を上げていくのか、そういった点にも着目をしてどういうふうに担い手をとらえていくかというのは引き続き検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 お願いします。

○農村振興局総務課長 雇用でございますけれども、農林省内に現在、雇用対策班をつくりまして、農林業、水産業それぞれにつきまして研修をはじめといたしまして雇用、育成のために策を講じているのですが、一方ではおっしゃられましたとおり雇用する側、雇う側にとっての対策も重要でございます。厚生労働省と連携してまた別途チームをつくっております、そこで雇用助成金があるわけでございます。これにつきまして農業だけではないのですけれども、地域にある介護とか医療といった問題、農業も大きなものですからそうした助成金がうまく回るように連携してチームをつくって、それが雇用をする側にいくようにする、そういった取り組みを現在やっているところでございます。

以上です。

○政策課長 それでは、私の方から一言申し上げさせていただきたいと思っております。

資料7ページの現状の分析のところでも少しお話させていただきましたが、真ん中の右側でございますが、現場である一定の目標に従わないといけないということについて非常に閉塞感、不公平感があるということはもう事実だと思います。一方、藤岡委員

もご指摘のように、将来の国民の主食である米を生産していただく安定的、効率的な担い手も大事でございますので、そういうことを考えますと、主体的な判断で農業経営をしていただくということで、どういう方にその国民の食を担っていただくのかという観点は非常に重要でございます。

さはさりながら、一方で、需要との問題というのはどうしても出てまいりますので、そういう観点からしますと、今の一定の需給計画のもとにやらなければ全体がマッチングせず、需給があわないということが生じます。そうすると、どうしても今のようなものを立てて調整をするということになります。そういたしますと、先ほどから出ていますとおり生産調整をやっている人たちの努力によりつくられた価格で、生産調整に協力していない方が結果的に儲かってしまうという非常におかしなことが起こってしまうということで、二律背反のところ非常に悶え苦しんでいるというのが生産調整の実情だと思えます。簡単に結論は出ないと思えますけれども、議論しないで通るべきものではないと思えますので、この場で委員の皆様からもいろいろなご意見をたまわってまいればと思えます。

総合食料局で何か付け加えることがございましたらお願いします。

○総合食料局総務課長 総合食料局でございます。まさにこの7ページで書いてございますように水田を水田としてすぐれた装置として活用していきたいということで、今この7ページの真ん中の取組状況のところにあります、「水田フル活用」ということで全体の6割で主食がつくれてしまう、残り4割をどうするか、その4割を水田として使っていきたいということで「水田フル活用」として取り組んでおります。そうしたものを含めて今政策課長からお話がありましたように、将来も含めてこの場でしっかりとご議論をいただければと感じております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。再生産価格をデータできちんと示しまして、その下支えをどう考えるかといった議論について何かコメントがあればお願いしたいのですけれども。

○政策課長 現在は生産費調査等で階層別にどれぐらいのコストがかかっているのかという調査をしております。調査客体はそんなに多くありませんが、調査をしております。そういうことも踏まえなければいけないのですが、先ほどから出てるように、どういうつくり方をするか、どういう消費者をめがけてつくるのかとか、そういうつくり方の問題と密接に関連しており、いわゆる延べ単でのコストそのものを一本に出していくということが果たしていいのかどうかという議論も一方ではございます。コストということを一体どうとらえるのか、これはこれで論点のあるお話ではないかと考えております。

要するに、例えば国民の皆さんに付加価値をつけて、もしくは望んでいる安全なものを供給するというのであれば当然いろいろ制約がかかってまいります。そういったコストは一体どう考えるのか。逆に、いや、もっととにかく安いコストでつくるんだということを重要視する場合のコストというものは一体どうなのかということもございます。もちろん議論はさせていただきますし、資料もご提供させていただきながら部会長ともご相談し、進めさせていただければと思えます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。先ほど来、何人かの委員から今もお話にありましたように大きな流れの中でどれに重点を置くかという点について、大枠は一応法律等で決まっているわけですが、さらにやっぱりこの当たりをきちんとしなければいけないということについて、せっかくご意見がありましたので、ぜひご自身としては、私だったらこういうことを柱にしなければいけないという具体的な提案まで含めて委員の皆様から提案をいただければありがたいと思いますので、ぜひそういう点についてはペーパーを用意していただいても結構ですし、具体的に私なら、この立場ならこういうふうにするべきではないかということをご意見、ご提案も含めて出させていただくような形で進めていけると一番いいのかと思っております。

それから自給率の目標についても一応定めなければいけないということになっていて、それに向けてこの企画部会が一応これでいけるということで皆さんが承認をいただくわけですので、それがこれまでは確かなかなか上がったためしがないということはございますが、今回はそれで済ませてはいけないというようなご意見もございましたので、そうであればそれぞれ共同責任を負っておりますので、事務局だけにおまかせするのではなくて、いろんな議論をして、これでいけると皆さんが思ったところをつくらなければいけないということでございますので、それがうまくいかなかったら何年か後に皆さんにも責任が生じるという覚悟で議論をいただきたいというふうに考えておりますので、最後長くなりましたが、そのような覚悟をもってこれから議論を進めていきたいというふうに考えております。

すみません、それでは時間がもうこれで押していますので、長時間にわたりましてありがとうございました。最後に次回のスケジュールでございますが、3月の中旬ということで予定しておりますので、具体的な日程につきましては後日文書でご案内いたします。それでは、これにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後4時05分 閉会